

合 意 書

さいたま赤十字病院（以下、甲という。）とさいたま市薬剤師会（以下、乙という。）は、乙の会員保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、会員保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ① 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ② 内用薬の剤形の変更
- ③ 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
- ⑤ 無料で行う一包化
- ⑥ 貼付剤や軟膏類の包装・規格変更
- ⑦ その他、合意事項

2 開始時期について

開始時期：平成 29 年 4 月 1 日

3 内容変更について

内容の変更については、必要時協議を行うこととする

平成 29 年 3 月 23 日

名称（甲）：さいたま赤十字病院

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心
1 番地 5

代表者氏名： 院長 安藤 昭彦 印

名称（乙）：一般社団法人 さいたま市薬剤師会

住所：埼玉県さいたま市浦和区常盤
6 丁目 4 番地 18 号

代表者氏名： 会長 堀野 忠夫 印

【疑義照会不要の細則】

1. 患者への了承を得ること

価格、服用方法等の説明を必ず行うこと

処方箋に「変更不可」の指示がある場合を除くこと

2. 上記の前提条件で且つ下記の(1)～(7)項目にあたる場合、疑義照会は不要とするが、結果は所定の方法で病院へ連絡すること

(1) 成分名が同一の銘柄変更

例：アムロジン錠 5mg → ノルバスク錠 5mg

*薬剤料が同じあるいは低くなる場合のみ可

(2) 内用薬の剤形の変更

(ア) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤での剤形変更

(イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（固形剤調剤の場合）での剤形変更

例：アレロック OD 錠 5mg → アレロック錠 5mg

*（ア）と（イ）での剤形変更は不可

*必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

*用法・用量が変わらない場合のみ可

*安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと

*薬剤料が同じあるいは低くなる場合のみ可

*外用薬での変更は不可（軟膏⇔クリーム剤等）

(3) 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：ガスター錠 10mg 2錠 → ガスター錠 20mg 1錠

*安定性、利便性の向上のための変更に限る

*薬剤料が同じあるいは低くなる場合のみ可

(4) 処方製剤のアドヒアランス等の理由による半錠、粉砕あるいは混合

*安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと

*無料で行う場合のみとし、自家製剤加算、嚥下困難者用製剤加算等の加算を算定する場合は、必ず疑義照会を行うこと

(5) 処方薬剤の一包化調剤

理由の例

○アドヒアランス不良で一包化による服薬向上が見込まれる

○身体特性により錠剤等を直接被包から取り出すことが困難

*安定性を考慮して行うこと

*無料で行う場合とし、一包化加算を算定する場合は疑義照会を行うこと

*なお、処方箋上に一包化指示があるにもかかわらず一包化を行わなかった場合、必ず医師に疑義照会を行い、その理由を報告すること

(6) 貼付剤や軟膏剤等の包装・規格変更

例：ヒルドイド軟膏 25g 2本 → ヒルドイド軟膏 50g 1本

イドメシンコーワパップ 5枚入/袋×7袋

→ イドメシンコーワパップ 7枚入/袋×5袋

*合計処方量が変わらない場合のみ可

*貼付剤の変更では、サイズが同等の場合のみ可

(7) その他、合意事項

①、疑義照会件数減少に向けた対応

疑義照会時、照会した内容に関して継続した変更調剤が可能である医師の了承を得られた場合、次回調剤以降における事後報告を可能とする。

例：後発品から先発品への変更、外用の用法等

②、漢方、メトクロプラミド、ドンペリドン製剤において、添付文書に記載されている用法と異なる処方指示だった場合、患者のコンプライアンス上の理由にて処方していることを薬歴簿上に明記した上で、「医師了承済」と対処することがかまわない。

3. 取り決めに基づき疑義照会を行わずに変更調剤した場合、

薬局では処方箋に「さいたま赤十字病院院長との合意による変更」と記載し、合意による変更である旨を明記することが望ましい。

4. 細則 2 における疑義照会不要時連絡の「所定の方法」は、以下のように統一する。

媒体：お薬手帳（患者が持参したものを活用することが望ましい）

方法：薬局側でお薬手帳に内容を記載、次回診察時に医師に見せるよう伝える。

なお、上記にて対応が困難な患者の場合、事後報告は不可とする。

5. 各種問い合わせ窓口・受付時間

○処方内容等に関する疑義照会（診療、調剤に関する疑義・質疑・副作用に関すること）
受付時間

平日：9:00～17:00（代表 048-852-1111）（各科外来）

17:00 以降 *緊急の場合のみ連絡

○保険（保険番号、公費負担などに関すること）

平日：9:00～17:00（代表 048-852-1111）（医事課）

○入院中の副作用・調剤過誤（退院処方等）の連絡

代表 048-852-1111 薬剤部内線 20245